

粟屋地区雨水対策施設導入可能性調査業務委託

特記仕様書

第1条 本特記仕様書は、芦屋町（以下「甲」という。）が発注する「粟屋地区雨水対策施設導入可能性調査業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

第2条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、関係法規等及び監督員の指示により実施するものとする。

第3条 業務目的

本町では、令和7年8月9日からの豪雨により、粟屋排水ポンプ施設が水没、機能停止に陥った。同年、災害復旧に向けて「粟屋排水ポンプ施設災害復旧工事实設計委託」を発注し、粟屋地区における浸水要因分析を行ったところである。

本業務では、今後、粟屋地区において雨水対策事業を実施していくにあたり、対策施設の基本設計や詳細な仕様や施工方法の検討・発注図面の作成等を行う詳細設計を実施するため、その前段として、浸水対策に必要となる雨水対策施設の予備設計を行うものである。

第4条 関係法規等

本業務の履行にあたって受託者（以下「乙」という。）は、下記の関係法令及び計画に準拠して、業務を実施するものとする。

- (1) 雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（国土交通省）
- (2) 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）
- (3) 下水道計画の手引き（全国建設研修センター）
- (4) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (6) 小規模下水道施設マネジメント指針と解説（日本下水道協会）
- (7) 下水道事業におけるコスト縮減の取り組みについて（日本下水道協会）
- (8) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
- (9) 公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（国土交通省）
- (10) 下水道総合浸水対策計画策定マニュアル（案）（国土交通省）
- (11) 官民連携した浸水対策の手引き（案）（国土交通省）
- (12) 下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）（国土交通省）
- (13) 水位周知下水道制度に係る技術資料（案）（国土交通省）
- (14) 内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）（国土交通省）
- (15) 水害ハザードマップ作成の手引き（案）（国土交通省）
- (16) 下水道管きょ等における水位等観測を推進するための手引き（案）（国土交通省）
- (17) 新都市計画の手続（都市計画協会）
- (18) 流出解析モデル利活用マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (19) 浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第4版）（国土交通省）
- (20) 下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (21) その他関連資料

第5条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和9年2月12日とする。

ただし、速やかに業務に着手し早期の業務完了を目指すこと。なお、概算事業費の算出時期は、令和8年8月中旬までを目途に算出すること。

第6条 実施計画書等

「乙」は、本業務の実施の当たり、下記の書類を速やかに提出し、承認を得るものとする。

- (1) 実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 管理技術者及び照査技術者届
- (4) 工程表
- (5) その他「甲」が指示するもの

第7条 工程管理報告

「乙」は、作業の進捗状況について、「甲」の要求があった場合には、直ちに「甲」に報告しなければならない。

第8条 秘密の遵守

「乙」は、「甲」よりの借用物及び本業務の実施中に生じる全ての成果品を、「甲」の許可なく他に公表及び貸与してはならない、また、本業務に於いて、「乙」の社員はもとより退職後といえども業務上知り得た情報を何人にも漏洩してはならない。

第9条 損害賠償

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について、「乙」は一切の責任を負い、「甲」に発生原因及び経過等を速やかに報告し、「甲」の指示に従うものとする。

第10条 著作権の譲渡等

「乙」は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る「乙」の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡するものとする。

第11条 疑義

本特記仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合、「甲」「乙」協議の上、「乙」は「甲」の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

第12条 貸与資料

業務実施にあたり、過年度に実施した災害復旧及び再度災害防止に向けた対策工事实施設計委託の資料を「乙」に貸与するものとし、「乙」は貸与された資料を破損・紛失しない様にし、業務終了後は速やかに返却するものとする。

・粟屋排水ポンプ施設災害復旧工事实施設計委託

第13条 技術者等

配置する技術者においては、本業務の特性を鑑み、以下の要件のいずれかを満たす者とする。

(1) 管理技術者

①技術士 総合技術監理部門：(上下水道)

上下水道部門

監理技術者は、業務の特殊性を考慮し直近5年間で雨水管理総合計画（雨水管理方針）及び、雨水排水計画及び浸水シミュレーション（海外モデルと同仕様：既存資料で使用しているモデル）に係る業務実績を有するものを配置しなければならない。

(2) 照査技術者

①技術士 総合技術監理部門：(上下水道)

※管理技術者と照査技術者は兼務できないものとする。

第14条 対象範囲と想定施設規模

・対象範囲 本業務における対象範囲は、以下のとおりとする。

栗屋地区 対象面積：20.43ha（下水道計画区域内面積）

・想定施設規模 本業務において、現段階で想定している栗屋地区の雨水対策施設と規模を以下に示す。

なお、当該施設規模は前述の「栗屋排水ポンプ施設災害復旧工事実施設計委託」における浸水要因分析結果に基づく施設規模を示している。そのため、本業務の検討結果により、施設方式及び施設規模等は変更となる可能性がある。

栗屋地区 雨水排水管路施設 想定延長 640m

増設ポンプ施設 想定陽水量 28.0 m³/分

第15条 業務概要

本業務の業務概要は下記のとおりとする。

(1) 資料収集・整理

過年度発注の「栗屋排水ポンプ施設災害復旧工事実施設計委託」の検討内容を踏まえ、施設計画の検討にあたり必要な資料を収集・整理し、必要な条件整理・確認を行うものとする。

過年度発注の検討において、栗屋地区では「ポンプ施設増設」が有効であるという概略検討結果が得られており、雨水ポンプ施設の設置候補地や、ポンプ形式、栗屋雨水調整池から放流先までの圧送管ルートに関わる資料収集・整理を行うものとする。

(2) 施設計画

1. 基本方針

過年度の検討結果及び収集した資料、維持管理方式、施工性、概算事業費等を踏まえ、最適な施設方式及び施設設置場所を基本方針として検討する。

本地区は芦屋基地に隣接しており、施設設置場所に関しての協議・調整が重要となっている。そのため、検討に際しては、周辺環境等を踏まえ、総合的な観点から方針を決定するものとする。ただし、浸水軽減効果が維持出来るよう十分留意するものとする。

2. 維持管理方式の検討

「雨水排水管路施設」の維持管理に関して、管理制御方式及び維持管理体制の検討を行うものとする。

3. 施設計画及び配置計画

「雨水排水管路施設」の施設計画を行うと同時に概略配置計画を行うものとする。また、浸水発生箇所から雨水排水先までの配管ルートなど、関係機関との協議・調整に基づき管渠計画を行うものとする。

4. 各種図面作成

前項までの検討結果を踏まえ、施設計画及び管渠計画に係る各種図面作成を行うものとする。

5. 概算事業費の算出

前項までの検討結果を踏まえ、施設整備及び管渠計画に係る概算事業費の算出を行うものとする。

(3) 効果再検証（浸水シミュレーション）

雨水渠現況調査、雨水管渠計画及び過年度発注の「内水浸水想定区域図等作成業務委託」の検討内

容を活用し、3.2 施設計画で検討した雨水対策施設を再モデル化し、浸水軽減効果に関して再検証を行うものとする。

再検証にあわせて、地盤高データを基に芦屋基地内の地表面をモデル化し、放流先における浸水拡大等の状況確認を行うものとする。

なお、構築済モデルに関しては発注者より貸与するが、データコンバート、キャリブレーション等詳細に関しては受注者の責任において実施するものとする。また、効果再検証に関しては、計画降雨、照査降雨で実施するものとする。

本検討に際しては、「流出解析モデル利活用マニュアル（雨水対策における流出解析モデルの運用手引き）-2017 年 3 月-公益財団法人 日本下水道新技術機構」に基づき、分布型海外モデル（MOUSE モデル）を用い、当該流域の流出解析モデルを構築するものとする。なお、浸水対策の観点から評価、検証を行うため、RTC シミュレーションに基づき評価を行うものとする。

（４）報告書の作成

前項までの検討内容及びその他参考資料を整理し、報告書の取り纏めを行うものとする。

（５）設計協議

本業務に係る協議を、着手時、中間（２回）、最終で行うものとする。なお、着手及び最終協議に関しては、管理技術者が立合うものとする。また、両者協議の上、必要に応じて適時協議を行うものとする。

（６）その他調査業務

排水先については、隣接する芦屋基地を想定していることから、発注者が採取した栗屋雨水調整池に流入する雨水の P F A S 混入の有無及び濃度の分析調査を行うものとする。

なお、対象水質項目は、令和 7 年 6 月 30 日に改正された「水質基準に関する省令」に基づき、PFOS 及び PFOA の 2 項目を対象とし、水質調査回数は、梅雨時期（6～7 月）と台風時期（8～10 月）の 2 回を想定している。

第 16 条 納入成果品

（１）本業務の納入成果品は次の通りとする。

- | | |
|----------------------|-----|
| ①報告書（A4 版） | 2 部 |
| ②上記電子データ | 2 部 |
| ③その他「甲」「乙」協議で決定した成果品 | 1 式 |

（２）成果品の納入場所は、芦屋町 都市整備課とする。

位置図



栗屋地区対象面積：20.43ha

対象施設：栗屋排水ポンプ施設

福岡県芦屋町

都市整備課

令和 8 年度

工
事
名
称

芦屋町大字芦屋（栗屋地区）

栗屋地区雨水対策施設導入可能性調査業務委託

図面名称

位置図

図面番号

全 1 葉中 1 号